

提案仕様書

(明石市障害者計画等策定支援業務委託)

1 業務目的

2024 年度から 2028 年度までを計画期間として、障害者基本法に基づき、本市の障害福祉施策を総合的に推進するために定める「明石市第 6 次障害者計画」及び 2024 年度から 2026 年度までを計画期間として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の供給量の数値目標を定める「明石市障害福祉計画(第 7 期)・明石市障害児福祉計画(第 3 期)」の策定業務を円滑に行うため、策定業務の一部の委託を行うもの。

2 業務の名称

明石市障害者計画等策定支援業務

3 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はこの限りではない。）

4 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

5 実施体制

業務責任者 1 名を定め、本業務を統括させるとともに、本市との連絡調整を行わせること。
障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画（他の自治体におけるものも含む）策定に実績を有する者が、本業務に主担当として従事すること。

6 業務の内容

(1) 現行計画期間の評価及び現状分析業務

- ア 国や県の法制度、計画等の障害のある方を取り巻く社会動向の把握・整理
- イ 本市の障害福祉施策、サービス提供体制の整理、分析、他市との比較

(2) アンケート調査業務

- ア 市内在住の障害のある方（概ね 2,500 人）を対象としたアンケート調査票における意見のとりまとめ、分析業務
- イ 障害当事者・家族団体（概ね 15 団体）を対象とした団体等アンケート調査票における意見のとりまとめ、分析業務
- ウ 障害福祉サービス等事業所等（概ね 500 事業所）を対象とした事業所アンケート調査票における意見のとりまとめ、分析業務

※ア～ウのアンケート調査票の作成、送付、回答の受付は、市が行う。

※各調査件数については本市が想定している数であり、変動する場合がある。

(3) アンケート調査の報告書作成業務

(2) で実施したアンケート調査業務の集計・分析を行い、結果について本市における課題、問題点を記載した報告書を作成し市に提出する。

(4) 障害者計画等の編集・作成

計画書は次のとおり作成し納品すること。

- ・ 「明石市第6次障害者計画」と「明石市障害福祉計画(第7期)・明石市障害児福祉計画(第3期)」を合わせてA4版で概ね120頁程度とすること。また、概要版については12頁程度とすること。
- ・ 市の作成する骨子、素案を基に、編集・作成を行うこと。
- ・ 計画書の納品は、電子データによるものとし、PDF形式とともにワード・エクセル等編集可能な形式でCD-R等の電子媒体により行うこと。
- ・ 国・県の動向を把握し、国・県の計画・指針、本市の各種計画との整合を図ること。
- ・ 計画書は、市民にとってわかりやすく、見やすいものとする。

7 その他

- (1) 計画書の作成過程において、厚生労働省又は兵庫県の方針等により業務内容の変更が生じた場合、その都度双方協議のうえ処理する。
- (2) 作成した明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画(第7期)・明石市障害児福祉計画(第3期)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (3) 受託者は、本市から貸与された業務の実施に必要な書類について、業務終了後、速やかに返還しなければならない。
- (4) 受託者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報を他人に知らせてはならない。又、本市が貸与した個人情報が記録された資料を本市の承諾なしに複製・利用してはならない。
- (5) 契約の履行について疑義が生じた場合には、速やかに双方で協議する。
- (6) 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、障害者福祉に係る国・県の指針及び障害者福祉制度の見直しに準拠し、当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。